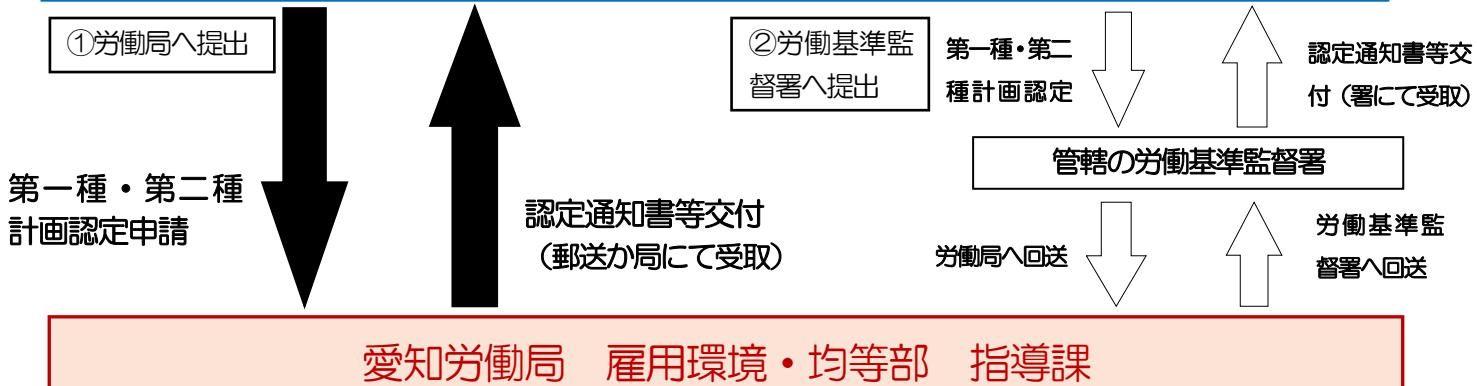


# 有期雇用特別措置法の第一種・第二種計画認定申請書の提出について

## 《申請の流れ》

### 本社が愛知県内にある事業所



### 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

#### 第一種・第二種計画認定申請書を提出の際、注意していただきたい点

★計画認定申請に係る書類は、申請書・添付書類のすべてについて、2部提出してください★

1. 書類を提出していただいた後に、不明点の確認、追加資料の依頼等を行うことがあります。
  - ① ご担当者のご連絡先がわかるもの（名刺等）の添付をお願いします。
  - ② 当局から記載内容についてお尋ねする場合に備えて、提出分（2部）以外に、お手元に控えを残しておいてください。
2. 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課（もしくは管轄労働基準監督署）に事業主が申請書を提出し、認定通知書等を受け取ることになります。
3. 社会保険労務士が提出する場合は、申請書の下部余白に、提出代行等について表示し、署名または記名をしてください。なお、社会保険労務士は、提出のみ可能で、認定通知書等の受け取りはできません。
4. 認定通知書等は、申請事業主あてに郵送する方法と、申請事業主が愛知労働局指導課で受け取る方法があります。  
〈認定通知書等を郵送で受け取りを希望される場合〉
  - ① 赤のレターパックプラス（600円）を申請時に持参もしくは同封して下さい。
  - ② 「お届け先」欄に、申請書に記載した事業所の住所をご記入願います。



#### お問い合わせは

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話：052-857-0312

名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 8階

※郵送物についてはこちらへお願いします。

→〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階

有期雇用特別措置法担当までお願いします。